

独立行政法人日本学生支援機構
令和6年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和6年5月29日（水）10：00～11：50

2. 場所

日本学生支援機構東銀座事務所 8階 第一会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

猿渡 政範（元千葉大学理事・事務局長）

梶間 栄一（梶間公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士）

竹内 俊郎（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

小川千恵子（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）審議

- ①令和5年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検
- ②令和6年度調達等合理化計画（案）の点検
- ③令和5年度における「競争性のない随意契約」の点検
- ④令和5年度における「一者応札・応募」の対応についての点検
- ⑤審議対象工事一覧表から選定した工事について

（2）その他

5. 議事概要

議事に先立ち、委員の互選により委員長の選出が行われた。

次に、委員会の開催に当たり、蝦名理事長代理より挨拶を行った。

（審議事項）

① 令和5年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検

「令和5年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に対する実績を報告し、自己評価（案）について審議を行い、原案のとおり承認された。

（主な意見等）

- ・一者応札・応募となった原因として、公告期間以外に他のどのような要因があったのか。
- ・ヒアリングを踏まえて、公告期間以外の要因があれば検討いただきたい。
- ・新たに締結した随意契約の件数は例年より多いが、その要因は事務所の仮移転に関わるものか。
- ・会計コンプライアンス研修はどの範囲（非常勤職員など）まで対象にしているのか。
- ・新規の随意契約について、監査部門での点検とはどのような体制・手続きで行っているのか。

② 令和6年度調達等合理化計画（案）の点検

機構が策定した調達等合理化計画（案）について審議を行い、原案のとおり承認された。

③ 令和5年度における「競争性のない随意契約」の点検

令和5年度に締結された「競争性のない随意契約」78件について、契約理由が妥当なものであるか、令和6年度以降の見直し計画において、適当とする契約方式及びその理由について審議が行われた。

審議の結果、令和5年度における「競争性のない随意契約」78件については、真にやむを得ないものであると認められた。

（主な意見等）

- ・ 予定価格はどのように算定しているか。
- ・ 新たにリース契約を公募か競争入札に見直すことは評価できるが、入札手続きは早く開始した方が有利となるので、早めの着手が望まれる。

④ 令和5年度における「一者応札・応募」の対応についての点検

令和5年度における「一者応札・応募」89件について、「一者応札・応募」となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、令和6年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

また、2か年連続（2回連続を含む）して「一者応札・応募」となった契約が33件あり、これらについては、「一者応札・応募事案フォローアップ票」により審議が行われた。

新規に「一者応札・応募」となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構において適切な取組が行われていると認められ、併せて、令和6年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2か年連続して「一者応札・応募」となったものについては、令和6年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者から出された意見を踏まえ、公告時期の早期化、周知の工夫、仕様書の見直しを検討する等により、改善が可能な点は見直しを行うこと、等とした委員会のコメントを付して承認された。

（主な意見等）

- ・ 督促架電については同じ契約先が続いているが、どのような状況となっているのか。
- ・ 令和2年度、3年度は複数業者の参加があったものの、公告期間を確保しながらも、令和4年度、5年度の2か年連続で一者応札になった要因はどのようなものか。
- ・ 電力供給について、契約期間を複数年から単年にした背景はどのようなことか。

⑤ 審議対象工事について

審議対象工事（令和5年度発注分）24件の工事について概要を聴取した上で、契約監視委員会が選定した「東銀座事務所監視カメラ設備工事」について、詳細な説明を受け、審議した。

（主な意見等）

- ・ 工事における請負者の等級はどのような基準で設定しているのか。

(その他)

調達等合理化計画の自己評価（案）及び調達等合理化計画（案）において今後関係省庁等からの意見により変更する場合の取扱、並びに議事概要の確定については、委員長に一任された。

以上